

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

制 定 平成 19 年 3 月 23 日条例第 10 号

最近改正 平成 30 年 2 月 23 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 27 条第 2 項、第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第 2 条 任命権者が法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を降任又は免職する場合は、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績の不良なことが明らかな場合に限るものとする。

2 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 任命権者が法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当するものとして職員を降任又は免職する場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする。

4 法第 28 条第 1 項第 4 号の規定に該当するものとして職員を降任又は免職する場合において、当該職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは、任命権者が定める。ただし、法第 13 条に定める平等取扱の原則及び法第 56 条の規定に反してこれを行うことはできない。

5 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の期間)

第 3 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この休職の期間が 3 年に満たない場合は、その休職を発令した日から引き続き 3 年を超えない範囲において、これを更新することができる。

2 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(休職の効果)

第 4 条 休職者は、その身分を保有するが、職務に従事しない。

2 任命権者は、第 3 条第 1 項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

(失職の例外)

第 5 条 任命権者は法第 16 条第 2 号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が職務上の過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により特にその職を失わないこととすることができる。

2 前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平 30.2.23 条例 1)

この条例は、公布の日から施行する。